

フリーWi-Fi 利用規約

利用規約

第1条（規約の適用）

中野区民活動センター（以下「センター」といいます。）は、無料の公衆無線 LAN サービス（「フリーWi-Fi サービス」。以下「本サービス」といいます。）に関して、本サービスを利用する者（以下「利用者」といいます。）に対し、以下のとおり利用規約（以下「本規約」といいます。）を定めます。

第2条（本規約の範囲及び変更）

本規約は、本サービスの利用に関してのセンターと利用者との間の一切の関係に適用され、第3条で規定する利用契約の成立後、センター及び利用者は誠実に本規約を遵守する義務を負います。センターは、利用者の承諾を得ることなく、本規約を変更できるものとします。

第3条（本サービス利用の条件）

利用者は、自己の責任と負担において、本サービスを利用するために必要な通信機器、ソフトウェア等を準備するものとします。

第4条（本サービスのローミング利用）

本サービスは、TOKYO FREE Wi-Fi（OpenRoaming）に対応しています。TOKYO FREE Wi-Fi（OpenRoaming）の利用者登録を行っている場合には、TOKYO FREE Wi-Fi（OpenRoaming）の利用規約および利用条件、本サービスの利用規約の下で、本サービスを利用することができるものとします。

ローミング接続サービス利用規約(0)

<https://au.wi2.ne.jp/rules/rad-proxy-eu/>

第5条（本サービスの料金）

本サービスの料金は、無料とします。ただし、利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由にかかわらず、当該利用者が費用を負担するものとします。

第6条（Wi-Fi ログの取得・保有及び統計化情報の提供）

センター及び本サービスの提供環境を整備する中野区（以下、「区」といい、センターと区をまとめて「センター等」といいます。）は、契約者が本サービスを利用する端末の MAC アドレス、接続先のアクセスポイント及び接続時刻並びに利用言語情報等、本サービスを提供する過程で発生する運用履歴データ（これらを総称して、以下、「Wi-Fi ログ」といいます。）を取得し、及びセンター等が別に定めるガイドラインに基づき、利用します。

2. センター等は、個人情報保護法等の関連法令・ガイドライン、及びセンターが別に定めるガイドラインに基づき、Wi-Fi ログから匿名加工情報を作成し、第三者に提供することがあります。
3. センター等は、総務省「位置情報プライバシーレポート」等の関連ガイドライン、及びセンターが別に定めるガイドラインに基づき、Wi-Fi ログから十分な匿名化をしたデータを作成し、第三者に提供することがあります。
4. 本サービスの利用者は、センターのプライバシーポリシーに定める手続きにより、センター等による匿名加工情報及び十分な匿名化をしたデータへのWi-Fi ログの利用を停止するようセンターに申し出ることができます。
5. センターは、本条に基づきWi-Fi ログを取扱う場合において、センターが取得したWi-Fi ログを6ヶ月を超えて保管する場合があります。

第7条（第三者が提供する情報の利用）

利用者は、第三者が提供する情報の利用において、一切の責任は各情報の提供者に帰属していること及び、センターが当該情報提供の当事者でないことに同意するものとします。

第8条（第三者が提供する情報の内容の不保証）

センターは、本サービスを通じて第三者が提供する商品、サービス及び情報について、その完全性、正確性、確実性、有用性などにつき、いかなる保証もしません。

また、センターは、利用者が第三者の提供する商品、サービスまたは情報を利用したことに関して、利用者と第三者との間に紛争が生じた場合、一切の責任を負いません。また、一切の費用または損害賠償を負担することはないものとします。

第9条（禁止事項）

利用者は、本サービスの利用にあたり、次の各号の行為を行ってはならないものとします。

- ①第三者またはセンターの著作権もしくはその他の権利を侵害する行為、またはこれらを侵害するおそれのある行為。
- ②第三者またはセンターの財産もしくはプライバシーを侵害する行為、またはこれらを侵害するおそれのある行為。
- ③前号のほか、第三者またはセンターに不利益もしくは損害を与える行為、または与えるおそれのある行為。
- ④第三者またはセンターを誹謗中傷する行為。
- ⑤公序良俗に反する行為（猥褻、売春、暴力、残虐、虐待等）、またはそのおそれがある行為、もしくは公序良俗に反する情報を第三者に提供する行為。
- ⑥犯罪的行為、または犯罪的行為に結び付く行為、もしくはそれらのおそれのある行為。
- ⑦選挙期間中であるか否かを問わず、選挙運動またはこれに類する行為。
- ⑧本サービスを再販売、賃貸するなど、本サービスそのものを営利の目的とする行為。
- ⑨無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、またはこれを勧誘する行為。

- ⑩不特定多数に配信する広告・宣伝・勧誘等または詐欺まがいの情報もしくは嫌悪感を抱く、またはそのおそれのある電子メール（嫌がらせメール）を送信する行為。
- ⑪第三者またはセンターに対しメール受信を妨害する行為、もしくは連鎖的なメール転送を依頼または当該依頼に応じて転送する行為。
- ⑫第三者になりすまして本サービスを利用する行為。
- ⑬本サービスによるセンターまたは第三者への不正アクセス、または改ざん、消去などの不法行為。
- ⑭コンピュータウイルス等の有害なプログラムを、本サービスを通じて、または本サービスに関連して使用し、もしくは提供する行為。
- ⑮第三者またはセンターに迷惑・不利益を及ぼす行為、本サービスに支障を来たすおそれのある行為、本サービスの運営を妨げる行為。
- ⑯本サービスを利用して、本サービスを直接または間接に利用する者の当該利用に対し、重大な支障を与える行為、またはそのおそれがある行為。
- ⑰センターが定める本サービスの利用開始に必要な手続きを、センターの許可無く回避して利用し、またはさせる行為。
- ⑱その他、法令に違反する、または違反するおそれのある行為。
- ⑲その他、センターが不適切と判断する行為。

2. 利用契約の解除

センターは、利用者が当禁止事項のいずれかに該当すると判断したときは、利用者に対する事前の通知を行うことなく、直ちに利用契約を解除し、被った損害の賠償を当該利用者に対して請求することができるものとします。

第 10 条（利用者の賠償責任）

前条（禁止事項）に該当する利用者の行為によってセンター及び第三者に損害が生じた場合、利用者としての資格を喪失した後であっても、利用者は、損害賠償等すべての法的責任を負うものとします。

第 11 条（利用者の自己責任）

利用者は、本サービスを利用してアップロードまたはダウンロードした情報もしくはファイルに関連して、何らかの損害を被った場合または何らかの法的責任を負う場合においては、自己の責任においてこれ进行处理し、センターに対して何ら請求もなさず、迷惑をかけないものとします。

第 12 条（所有権及び知的財産権）

本サービスを構成するすべてのプログラム、ソフトウェア、サービス、手続き、商標、商号または第三者が提供するサービスもしくはそれに付随する技術全般の所有権及び知的財産権は、センターまたは当該提供者に帰属するものとします。

第 13 条（著作権）

利用者は、権利者の許諾を得ることなく、いかなる方法においても、本サービスを通じて提供されるあらゆる情報またはファイルについて、著作権法で定める利用者個人の私的利用のための複製の範囲を超えて利用をすることはできないものとします。

2. 利用者は、権利者の許諾を得ることなく、いかなる方法においても、本サービスを通じて提供されるあらゆる情報またはファイルについて、第三者をして使用させたり、公開させたりすることはできないものとします。

3. 前二項の規定に違反して紛争が発生した場合、利用者は、自己の費用と責任において、当該紛争を解決するとともに、センターに対し損害を与えないものとします。

第 14 条（免責事項）

本 Wi-Fi サービスにおいてセンターは、利用者が本 Wi-Fi サービスを利用することにより第三者との間で生じた紛争等に関して、一切責任を負いません。

2. 本 Wi-Fi サービスにおいてセンターは、利用者が本 Wi-Fi サービスを利用して取得する第三者が提供する情報について、一切責任を負いません。

3. 本 Wi-Fi サービス利用規約によるサービスの全部若しくは一部の提供の中断及び提供の廃止等、並びに当該規約の変更、利用契約の解除及び通信利用の制限等によって利用者が損害を被った場合でも、センターでは一切責任を負いません。

4. センターでは、本 Wi-Fi サービスにおいて利用者が使用するいかなる機器、及びソフトウェアについて一切動作保証は行わないものとします。

第 15 条（サービス提供の中止又は中断等）

センターは、必要があると認めたときは、第三者と協議の上、本 Wi-Fi サービスの全部または一部を廃止することができるものとし、その際には同時に本 Wi-Fi 利用規約による契約も自動的に終了するものとします。

2. センターは、次のいずれかに該当する場合、本 Wi-Fi サービスの全部又は一部の提供を中断することがあります。

- ・天災地変等の不可抗力。
- ・本 Wi-Fi サービスに関する機器、設備等の保守、工事等。
- ・本 Wi-Fi サービスにおいて使用する機器、設備等に故障、障害等の発生。
- ・災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な通信その他公共のために必要があるとき。
- ・本 Wi-Fi サービスの運用上又は技術上、本 Wi-Fi サービスの全部又は一部の提供を中断する必要があるとき。

3. 本 Wi-Fi サービスでは、サービスの全部若しくは一部の提供の中断又は前項に定める利用の制限等を計画している場合は、その旨を関連 Web サイト上に掲載する等の方法により利用者に通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合は当該通知を行わないことがあります。

第 16 条（準拠法）

本規約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

第 17 条（管轄裁判所）

利用者とセンターとの間で本サービスに関連して訴訟の必要が生じた場合は、センターの本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

（附則）

本規約は 2025 年 10 月 1 日より実施するものとします。